

協 会 員 の 従 業 員 に 関 す る 規 則 (昭49. 11. 14)

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、金融商品取引業の公共性及びその社会的使命の重要性にかんがみ、協会の従業員について、その服務基準等を定めるとともに、従業員に対する協会の監督責任を明らかにし、もって投資者の保護に資することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 有価証券

定款第3条第1号に規定する有価証券をいう。

2 有価証券の売買その他の取引等

定款第3条第8号に規定する有価証券の売買その他の取引等をいう。

3 店頭デリバティブ取引等

定款第3条第5号に規定する店頭デリバティブ取引等をいう。

4 特定店頭デリバティブ取引等

定款第3条第7号に規定する特定店頭デリバティブ取引等をいう。

5 有価証券関連デリバティブ取引等

定款第3条第4号に規定する有価証券関連デリバティブ取引等をいう。

5の2 商品関連市場デリバティブ取引

金融商品取引法（以下「金商法」という。）第2条第8項第1号に規定する商品関連市場デリバティブ取引をいう。

6 従業員 次に掲げる者をいう。

イ 会員の使用人（出向により受け入れた者を含む。以下この号において同じ。）で国内に所在する本店その他の営業所又は事務所（金商法第29条の2第1項第11号に規定する本店その他の営業所又は事務所をいう。以下ロにおいて同じ。）に勤務する者

ロ 特定業務会員の使用人で国内に所在する本店その他の営業所又は事務所において特定業務（定款第5条第2号イからニまでに掲げる業務をいう。以下同じ。）又は特定業務（定款第5条第2号ハに掲げる業務に限る。）に付随する業務に従事する者

ハ 特別会員の使用人で国内に所在する本店その他の営業所又は事務所（金商法第33条の3第1項第8号に規定する本店その他の営業所又は事務所をいう。）において定款第5条第3号に規定する登録金融機関業務（以下「登録金融機関業務」という。）に従事する者（金商法第33条の8第2項に規定する特定金融商品取引業務（以下「特定金融商品取引業務」という。）に従事する者を含む。）

ニ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に基づく派遣労働者にあつては、金商法第64条第1項の規定により外務員の登録を受けている者

7 金融商品仲介業者

定款第3条第9号に規定する金融商品仲介業者をいう。

8 個人金融商品仲介業者

「金融商品仲介業者に関する規則」（以下「金融商品仲介業規則」という。）第3条の2に規定する個人金融商品仲介業者をいう。

第 2 章 採 用

（従業員の採用）

第 3 条 協会員は、人を従業員とする（以下「採用」という。）に際しては、採用しようとする者が第1条の目的に照らし、善良かつ、有能な従業員となることができる者であるかどうかをその者の経歴等により審査しなければならない。

（法令等違反行為を行った従業員への対応等）

第 3 条の2 協会員は、前条に規定する審査において、採用しようとする者が、「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」（以下「外務員規則」という。）第13条若しくは金融商品仲介業規則第23条若しくは「協会員の内部管理責任者等に関する規則」（以下「内部管理責任者規則」という。）第8条第4項に規定する者であること又はこの規則第12条第1項の規定による二級不都合行為者としての取扱いの決定を受けた者であったことが判明した場合には、法令等違反行為の抑止及び投資者保護に係る研修等を行うものとする。

（採用の禁止）

第 4 条 協会員は、他の協会員の使用人を採用してはならない。ただし、他の協会員の使用人を出向により採用する場合又は当該協会員が他の協会員の金商法第36条第3項に規定する親金融機関等若しくは同条第4項に規定する子金融機関等（以下「親子金融機関等」という。）である場合若しくは他の協会員が当該協会員の親子金融機関等である場合における当該他の協会員の使用人を採用するときは、この限りでない。

2 協会員は、第12条第1項の規定により本協会が一級不都合行為者として取り扱っている者については、いかなる名称を用いているかを問わず、これを採用してはならない。

3 協会員は、第12条第1項の規定により本協会が二級不都合行為者として取り扱っている者については、当該取扱いの決定の日から5年間は、いかなる名称を用いているかを問わず、これを採用してはならない。

（本協会への照会）

第 5 条 協会員は、他の協会員の従業員、金融商品仲介業者若しくはその外務員であった者又は現に他の協会員の従業員、金融商品仲介業者若しくはその外務員である者を採用しようとする場合は、第12条第1項に規定する一級不都合行為者としての取扱いについて、所定の方法により本協会に照会しなければならない。

2 協会員は、過去5年間のいずれかの時点において他の協会員の従業員、金融商品仲介業者若しくはその外務員であった者又は金融サービス仲介業外務員（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（以下「金サ法」という。）第75条第1項に規定する外務員をいう。以下同じ。）であった者又は現に他の協会員の従業員、金融商品仲介業者若しくはその外務員である者又は金融サービス仲介業外務員である者を採用しようとする場合は、第5項各号に掲げる取扱い及び措置に係る決定並びに処分について、所定の方法により本協会に照会しなければならない。

3 協会員が、他の協会員の従業員を出向により採用しようとするとき、他の協会員の従業員として出向していた者を帰任により採用しようとするとき又は当該協会員が他の協会員の親子金融機関等である場合若しくは他の協会員が当該協会員の親子金融機関等である場合における当該他の協会員の使用人を採用しようとするときは、前2項の規定を適用しない。

4 本協会は、第1項の規定により照会を受けたときは、当該照会に係る者について、一級不都合行為者とし

ての取扱いの決定の有無及びその概要を、遅滞なく、所定の方法により当該照会を行った協会員に回答する。

5 本協会は、第2項の規定により照会を受けたときは、当該照会に係る者について、回答を行う日前5年間における次の各号に掲げる取扱い及び措置に係る決定並びに処分の有無及びその概要を、遅滞なく、所定の方法により当該照会を行った協会員に回答する。

- 1 第12条第1項の規定による二級不都合行為者としての取扱いの決定
- 2 金商法第64条の5第1項（同法第66条の25において準用する場合及び金サ法第77条において準用する場合を含む。）の規定による外務員の登録を取り消し又は職務の停止を命ずる処分
- 3 外務員規則第6条第1項の規定による外務員の職務禁止措置に係る決定（同条第4項において準用する場合を含む。）
- 4 金融商品仲介業規則第29条第1項の規定による外務員の職務禁止措置に係る決定
- 5 内部管理責任者規則第17条第1項又は第18条第1項の規定による営業責任者又は内部管理責任者として任命し、配置することを禁止する措置に係る決定

第3章 服 務 基 準

（服 務 の 根 本 基 準）

第6条 協会員は、その従業員に金融商品取引業の公共性及び社会的使命の重要性を認識させ、かつ、投資者保護の精神に則り各自の本分に精励させなければならない。

（禁 止 行 為）

第7条 協会員は、その従業員が金商法及び関係法令において金融商品取引業者の使用人の禁止行為として規定されている行為（登録金融機関の使用人に準用されているものを含む。）のほか、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。

- 1 有価証券の売買その他の取引等（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第16条の5で規定する取引を除く。以下次号及び第3号において同じ。）につき、当該有価証券の売買その他の取引等に係る有価証券、有価証券関連デリバティブ取引（定款第3条第7号ロに規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。）、特定店頭デリバティブ取引（定款第3条第7号に規定する特定店頭デリバティブ取引をいう。以下同じ。）又は商品関連市場デリバティブ取引（以下「有価証券等」という。）について顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買、有価証券関連デリバティブ取引、特定店頭デリバティブ取引又は商品関連市場デリバティブ取引を行う場合にあっては、当該信託をする者を含む。以下この号、次号及び第3号において同じ。）に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部又は一部を補填し、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させること。
- 2 有価証券の売買その他の取引等につき、自己又は第三者が当該有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補填し、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させること。
- 3 有価証券の売買その他の取引等につき、有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補

填し、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させること。

- 4 いかなる名義を用いているかを問わず、自己の計算において信用取引、有価証券関連デリバティブ取引、特定店頭デリバティブ取引又は商品関連市場デリバティブ取引（当該信用取引、有価証券関連デリバティブ取引、特定店頭デリバティブ取引又は商品関連市場デリバティブ取引の清算のために行われる反対売買並びに現引き及び現渡しを除く。）を行うこと。ただし、報酬の一部として所属協会員から給付されることが決定された株式又はストック・オプション（所属協会員が連結子会社である場合の親会社の株式又はストック・オプションを含む。）について、次に定める期間において、その保有に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるために行う金商法第2条第21項第3号に掲げる取引、同条第22項第3号に掲げる取引及び同条第23項に掲げる取引のうち第21項第3号と類似の取引で、専ら投機的利益の追求を目的としないものとして所属協会員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

イ 株式 給付されることが決定された日から実際に給付される日まで

ロ スtock・オプション 給付されることが決定された日から権利行使が可能となる日まで

- 5 顧客カード等により知り得た投資資金の額その他の事項に照らし、過大な数量の有価証券の売買その他の取引等の勧誘を行うこと。
- 6 有価証券の売買その他の取引等について、顧客と損益を共にすることを、約束して勧誘し又は実行すること。
- 7 顧客から有価証券の売買その他の取引等の注文を受けた場合において、自己がその相手方となって有価証券の売買その他の取引等を成立させること。
- 8 顧客の有価証券の売買その他の取引、有価証券関連デリバティブ取引、特定店頭デリバティブ取引又は商品関連市場デリバティブ取引又は有価証券の名義書換えについて自己若しくはその親族その他自己と特別の関係のある者の名義又は住所を使用させること。
- 9 顧客から有価証券の売買その他の取引等の注文を受ける場合において、仮名取引であることを知りながら当該注文を受けること。
- 10 自己の有価証券の売買その他の取引、有価証券関連デリバティブ取引、特定店頭デリバティブ取引又は商品関連市場デリバティブ取引について顧客の名義又は住所を使用すること。
- 11 顧客から有価証券の名義書換え等の手続きの依頼を受けた場合において、所属協会員を通じないでその手続きを行うこと。
- 12 顧客から所属協会員に交付するために預託された金銭、有価証券又は所属協会員から顧客に交付するために預託された金銭及び有価証券（特定業務会員にあつては特定業務に係る金銭及び有価証券に、特別会員にあつては登録金融機関業務に係る金銭及び有価証券に限る。）を遅滞なく、相手方に引き渡さないこと。
- 13 所属協会員から顧客に交付するために預託された業務に関する書類又は当該書類に記載すべき事項を記録した媒体（特定業務会員にあつては特定業務に係るものに、特別会員にあつては登録金融機関業務に係るものに限る。）を遅滞なく、当該顧客に交付しないこと。
- 14 有価証券の売買その他の取引等に関して顧客と金銭、有価証券の貸借（顧客の債務の立替えを含む。）を行うこと。
- 15 顧客に関する情報（見込み顧客及び引受部門、投資銀行部門等の顧客に関する情報を含み、公知の情報を除く。以下この号において同じ。）について、次に掲げる行為を行うこと。
- イ 従業員が協会員を退職（第2条第6号イの去向により受け入れた者については離任、同号ニに定める者については当該協会員における派遣契約の終了をいう。）する場合において、顧客に関する情報を当該

協会員に返却又は消去しないこと。

ロ 他の協会員の顧客に関する情報又は金融商品仲介業者の金融商品仲介業の顧客に関する情報を不正に取得すること。

ハ イにより保持若しくはロにより取得した顧客に関する情報又は金融商品仲介業規則第24条第15号イにより保持若しくは同号ロにより取得した顧客に関する情報を職務に使用すること。

ニ 他者がイにより保持若しくはロにより取得した顧客に関する情報、金融商品仲介業規則第24条第15号イにより保持若しくは同号ロにより取得した顧客に関する情報又は他の協会員若しくは金融商品仲介業者から漏えいした顧客に関する情報であることを知りながら当該情報を職務に使用すること。

ホ 顧客に関する情報を漏えいすること。

16 「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」第2条第2項に規定する親引け（同項ただし書に該当する場合を除く。）を行うこと。

17 広告審査担当者（「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」第5条に規定する「広告審査担当者」をいう。）の審査を受けずに、従業員限りで広告等の表示又は景品類の提供を行うこと。

18 顧客に対して、融資、保証等に関する特別の便宜の提供を約し、登録金融機関業務に係る取引又は当該取引を勧誘すること。

19 登録金融機関業務に係る取引について、明らかに委託証拠金の新規又は追加の差入れとなるような信用の供与を行うこと。

20 登録金融機関金融商品仲介行為（金商法第33条第2項第3号ハ及び同項第4号ロに掲げる行為（同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。）をいう。以下同じ。）に係る取引について、顧客に対して、当該顧客が会員に開設した取引口座に残高不足が生じた場合に、信用の供与を自動的に行い、又はこれを行うことを約した登録金融機関金融商品仲介行為を行うこと。

21 顧客から取引所金融商品市場において行う有価証券の売付けの注文を受ける場合において、当該有価証券の売付けが空売り（金商法施行令第26条の2の2第1項に規定する空売りをいう。次号及び第23号において同じ。）であるか否かの別を確認せずに注文を受けること。ただし、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（以下「取引規制府令」という。）第11条に規定する取引を除く。なお、この号本文及びただし書の規定は、私設取引システム（金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムをいう。）における有価証券の売付けについて準用する（次号において同じ。）。

22 顧客から受託をした取引所金融商品市場において有価証券の空売りを行おうとする場合において、金商法施行令第26条の4第1項各号のいずれかに該当するときに、直近公表価格（同項に規定する直近公表価格をいう。次号において同じ。）以下の価格で当該空売りを行うこと。ただし、取引規制府令第15条に規定する取引及び当該直近公表価格の公表前の直近に公表された当該直近公表価格と異なる価格を当該直近公表価格が上回る場合に当該直近公表価格において行う取引を除く（次号において同じ。）。

23 顧客から注文を受けた空売りを他の会員に委託をする場合において、当該空売りに係る有価証券につき直近公表価格以下の価格で当該空売りを行うよう指示すること。

24 投資信託受益証券等（投資信託若しくは外国投資信託の受益証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第65条第2号イからハまでに掲げるもの及びこれらと同様の性質を有するものを除く。）、投資証券又は外国投資証券で投資証券に類する証券をいい、取引所金融商品市場に上場されているものを除く。以下この号において同じ。）の乗換え（現に保有している投資信託受益証券等に係る投資信託契約の一部解約若しくは投資口の払戻し又は投資信託受益証券等の売付け若しくはその委託等を伴う投資信託受益証券等の取得又は買付け若しくはその委託等をいう。以下この号において同じ。）を勧誘するに際し、顧客（特定投

資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。）を除く。次号及び第26号において同じ。）に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行わないこと。

25 C F D取引契約（「C F D取引に関する規則」第3条第3号に規定するC F D取引契約（同条第4号に規定する店頭C F D取引契約を除く。）をいう。以下同じ。）の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をすること。

26 C F D取引契約の締結の勧誘を受けた顧客が当該C F D取引契約の締結をしない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続すること。

27 会員又は特定業務会員に係る有価証券の売買その他の取引等において、顧客が定款の施行に関する規則第15条に規定する反社会的勢力であることを知りながら、契約の締結をすること。ただし、金融商品取引及び金融商品市場から反社会的勢力を排除するときを除く。

（不適切行為）

第8条 協会員は、その従業員が次の各号に掲げる行為（以下「不適切行為」という。）を行うことのないように指導及び監督しなければならない。

1 有価証券の売買その他の取引等において、銘柄、価格、数量、指値又は成行の区別等顧客の注文（特定業務会員にあっては特定業務に係る、特別会員にあっては登録金融機関業務に係る顧客の注文に限る。第4号において同じ。）内容について確認を行わないまま注文を執行すること。

2 有価証券等の性質又は取引の条件について、顧客を誤認させるような勧誘をすること。

3 有価証券の売買その他の取引等において、有価証券の価格、オプションの対価の額の騰貴若しくは下落、金商法第2条第21項第2号に掲げる取引（外国市場デリバティブ取引のうちこれと類似の取引を含む。）若しくは同条第22項第2号に掲げる取引の約定数値若しくは現実数値の上昇若しくは低下、同条第21項第4号、同条第21項第4号の2若しくは同条第22項第5号に掲げる取引の当該取引に係る金融指標の上昇若しくは低下若しくは金融商品の価格の騰貴若しくは下落、又は同条第22項第6号に掲げる取引の同号イ若しくはロに掲げる事由の発生の有無について、顧客を誤認させるような勧誘をすること。

4 有価証券の売買その他の取引等に係る顧客の注文の執行において、過失により事務処理を誤ること。

第4章 法令等の違反者に対する処分等

（事故連絡）

第9条 協会員は、その従業員又は従業員であった者（以下「従業員等」という。）に第7条各号及び外務員規則第5条に規定する行為又は従業員として遵守すべき法令等に違反する行為若しくは前条に規定する不適切行為（以下「事故」という。）のあったことが判明した場合は、前条に規定する不適切行為が過失による場合を除き、直ちにその内容を記載した所定の様式による事故連絡書を本協会に提出しなければならない。

2 本協会は、前項の事故連絡書の事故の内容について、必要があると認めるときは、当該協会員に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

3 協会員は、前項に規定する報告又は資料の提出の請求に応じなければならない。

（事故顛末報告）

第10条 協会員は、前条に規定する事故（第8条に規定する不適切行為が過失による場合を除く。）の詳細が判明したときは、当該従業員等について当該事故の内容等に応じた適正な処分を行い、遅滞なく、その顛末

を記載した所定の様式による事故顛末報告書を本協会に提出しなければならない。

- 2 協会員は、前項の事故の内容が、金融商品取引業の信用を著しく失墜させるものと認めたときは、事故顛末報告書にその旨を付記するものとする。
- 3 協会員は、事故により従業員を処分した場合は、その処分状況を記録し、本協会が、必要があると認めるときは、当該処分状況を書面により本協会に提出しなければならない。

(審 査)

第 11 条 本協会は、前条の規定により事故顛末報告書の提出があったときは、その内容について審査する。

- 2 本協会は、前項の審査のために必要があると認めるときは、当該協会員に対し、その報告の内容について説明を求め又は証拠書類等の提出を求めることができる。
- 3 協会員は、前項に規定する説明又は証拠書類等の提出の請求に応じなければならない。
- 4 本協会は、前条に規定する事故顛末報告書によるほか、本協会が適当と認める資料（以下「認定資料」という。）に基づき、第 1 項に規定する審査を行うことができる。

(不都合行為者の取扱い)

第 12 条 本協会は、前条の規定により審査した結果、当該従業員等が退職し若しくは当該協会員から解雇に相当する社内処分を受けた者又は金商法第29条若しくは第33条の 2 の登録を取り消された協会員の従業員で、かつ、その行為が金融商品取引業の信用を著しく失墜させるものと認めたときは、決定により、当該従業員等を不都合行為者として取り扱うこととし、外務員規則に規定する外務員資格並びに内部管理責任者規則に規定する営業責任者資格及び内部管理責任者資格を取り消す。このうち、金融商品取引業の信用への影響が特に著しい行為を行ったと認められる者を一級不都合行為者として、その他の者を二級不都合行為者として、それぞれ取り扱う。

- 2 前項の規定による不都合行為者としての取扱いは、前項の決定の日をもって開始する。

(不都合行為者名簿)

第 13 条 本協会は、第 12 条第 1 項の規定により本協会が不都合行為者として取り扱うことを決定した者の名簿（以下「不都合行為者名簿」という。）を備え、当該不都合行為者名簿にそれらの者の氏名、生年月日、当該者を不都合行為者として取り扱う原因となった事故の内容、一級不都合行為者又は二級不都合行為者の別及び不都合行為者としての取扱いの決定の日その他必要と認める事項を記載する。

(解除の申請)

第 14 条 協会員は、本協会が不都合行為者として取り扱っている者について、改悛の情があることが明らかである場合、当該者を不都合行為者として取り扱う原因となった事故の内容に新たな事実が判明した場合その他特段の事情がある場合で、不都合行為者としての取扱いを解除することが適当と認めたときは、当該取扱いの解除を申請することができる。

- 2 本協会が不都合行為者として取り扱っている者は、当該者を不都合行為者として取り扱う原因となった事故の内容に新たな事実が判明した場合その他特段の事情がある場合は、不都合行為者としての取扱いの解除を申請することができる。

(不都合行為者取扱解除申請書)

第 14 条の 2 前条に規定する解除の申請は、協会員又は本協会が不都合行為者として取り扱っている者（以下「解除申請者」という。）が、次に掲げる事項を記載した書面（以下「不都合行為者取扱解除申請書」という。）を本協会に提出することにより行わなければならない。

- 1 解除申請者が従業員等である場合は、当該従業員等の氏名、生年月日及び住所
- 2 解除申請者が協会員である場合は、当該協会員の商号及び所在地並びに本協会が不都合行為者として取

り扱っている従業員等の氏名、生年月日及び住所

3 不都合行為者決定の内容及び年月日

4 解除の申請の理由

5 解除の申請の年月日

2 不都合行為者取扱解除申請書には、前項第4号の理由に係る証拠書類等を添付することができる。

(解除審査)

第15条 本協会は、前条の申請があった場合は、これを審査し、その申請を適当と認めたときは、決定により、その申請に係る者について不都合行為者としての取扱いを解除することができる。

2 本協会は、前項の申請の審査の結果について、当該申請に係る従業員等及び提出協会員並びに当該申請を行った協会員に通知する。

3 本協会は、第1項の規定により不都合行為者としての取扱いを解除したときは、不都合行為者名簿につき、その者に関する記載を抹消する。

(解除申請の結果通知)

第15条の2 前条第2項の通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行う。

1 解除の申請に係る従業員等の氏名等

2 前条第1項の審査の結果及びその理由

(費用)

第15条の3 第14条から第15条の2に規定する手続の費用は、本協会が文書の通知に要した費用を除くほか、解除申請者の負担とする。

第5章 雑 則

(従業員数等の報告)

第16条 協会員は、毎年6月及び12月の各月の末日における従業員数並びにこれら各月の末日以前6か月間における従業員の異動状況を所定の様式による従業員数等報告書により、遅滞なく、本協会に報告しなければならない。

(協会員の役員に対する準用)

第17条 第3条の2、第4条第2項及び第3項、第5条及び第7条から第16条までの規定は、会員の役員（外国法人については、いかなる名称を有する者であるかを問わず、その法人に対して役員と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）、特定業務会員の特定業務を担当する役員及び特別会員の登録金融機関業務を担当する役員について準用する。

付 則

1 この規則は、昭和50年1月1日から施行する。

2 昭和48年6月30日限りで解散した各証券業協会の「証券従業員に関する規則」又は本協会の「旧証券業協会の公正慣習規則、統一慣習規則、紛争処理規則その他の規則等の適用に関する暫定措置」により本協会の規則とみなされた旧証券業協会の「証券従業員に関する規則」の規定に基づき、不都合行為者の取扱いを受けた者又は不都合行為者の取扱いを解除された者は、それぞれ第13条第1項の規定により不都合行為者の取扱いを受けた者又は第16条第1項の規定により不都合行為者の取扱いを解除された者とみなす。

- 3 次の各号に掲げる者は、第6条第1号ロに規定する試験規則による一般外務員資格試験の合格者とみなす。
- 1 昭和48年6月30日限りで解散した日本証券業協会連合会の証券外務員資格試験規則（以下「連合会試験規則」という。）による一般外務員資格試験合格者
 - 2 昭和48年6月30日限りで解散した東京証券業協会（以下「東京協会」という。）の昭和40年9月30日限りで廃止された東京有価証券外務員登録資格試験規程による試験合格者
 - 3 昭和48年6月30日限りで解散した名古屋証券業協会（以下「名古屋協会」という。）の昭和41年2月28日限りで廃止された名古屋有価証券外務員登録資格試験規程による第1種資格試験合格者
 - 4 昭和43年4月30日限りで解散した新潟証券業協会（以下「新潟協会」という。）の昭和41年3月6日限りで廃止された新潟有価証券外務員登録審査規程による審査合格者
- 4 次の各号に掲げる者は、第6条第1号ロに規定する本協会の新任外務員課程研修の修了者とみなす。
- 1 東京協会の東京証券講習所規程による新任外務員課程研修修了者（同規程により同課程の修了者とみなされた者を含む。）
 - 2 昭和48年6月30日限りで解散した大阪証券業協会（以下「大阪協会」という。）の大阪証券研修所規程による新任者課程高等科又は外務員課程の講習修了者
 - 3 名古屋協会の名古屋有価証券外務員講習会規程による講習修了者
 - 4 新潟協会の昭和43年4月30日限りで廃止された新潟証券従業員講習会規則による講習修了者
 - 5 中央商科短期大学証券学科卒業者
- 5 連合会試験規則による投信債券外務員資格試験の合格者は、第6条第2号ロに規定する試験規則による投信債券外務員資格試験の合格者とみなす。
- 6 連合会試験規則による累積投資募集員資格試験の合格者は、第6条第3号ロに規定する試験規則による累積投資募集員資格試験の合格者とみなす。
- 7 協会員は、次の各号に掲げる要件を具備している従業員については、第6条の規定にかかわらず、当分の間、証券投資信託の受益証券のみの外務行為を行わせることができる。
- 1 年齢が20年以上であること。
 - 2 次のイからホのいずれかに該当すること。
 - イ 連合会試験規則による投信外務員資格試験の合格者
 - ロ 東京協会の東京証券講習所規程による普通部修了者
 - ハ 大阪協会の大阪証券研修所規程による本科普通部又は外務員科第2部修了者
 - ニ 名古屋協会の昭和41年2月28日限りで廃止された名古屋有価証券外務員登録資格試験規程による第2種資格試験合格者
 - ホ 新潟協会の昭和41年3月6日限りで廃止された投資信託販売員講習会規則による講習修了者
- 8 この規則施行の際現に第6条各号に掲げる要件を具備しないで外務員の職務を行っている従業員については、同条の規定を適用しない。ただし、この規則施行の際現に投信債券外務員の職務を行っている従業員が一般外務員の職務を行うこととなった場合又はこの規則施行の際現に累積投資募集員の職務を行っている従業員が一般外務員若しくは投信債券外務員の職務を行うこととなった場合は、この限りでない。

付 則（昭50. 2. 19）

この改正は、昭和50年3月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- （1）第9条第3項第3号及び同項第5号を改正。

(2) 第10条第3項を新設。

付 則 (昭56. 5. 26)

- 1 この改正は、昭和56年6月1日から施行する。ただし、第6条の2の規定は、昭和57年1月1日から施行する。
- 2 この改正規定施行の際現に歩合外務員である者は、第6条第1項第4号に規定する資格を有する者とみなす。
- 3 昭和56年4月1日から同年5月31日までに本協会が実施する一般外務員資格試験の合格者又は新任外務員課程研修の修了者で、同年6月30日までに歩合外務員になる者については、第6条第1項第4号ロの規定を適用しない。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

(1) 第2条、第4条、第6条及び第9条を改正。

(2) 第4条の2及び第6条の2を新設。

付 則 (昭57. 4. 1)

この改正は、昭和57年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第9条第3項第4号、同項第12号及び同項第14号を改正。

付 則 (昭59. 3. 31)

この改正は、昭和59年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第9条第3項第4号、同項第12号及び同項第14号を改正。

付 則 (昭60. 4. 17)

この改正は、昭和60年6月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第9条第3項第4号及び同項第12号を改正。

付 則 (昭60. 10. 16)

この改正は、昭和60年10月16日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第9条第2項を改正。

付 則 (昭61. 3. 28)

この改正は、昭和61年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第9条第3項第4号及び同項第12号を改正。

付 則 (昭62. 3. 10)

この改正は、昭和62年3月10日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第9条第2項を改正。

付 則 (昭62. 11. 18)

この改正は、昭和62年11月20日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第9条第3項第4号及び第12号を改正。

付 則 (昭63. 6. 1)

この改正は、昭和63年6月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条第2号、第4号、第6条第2項、第9条第4項、第10条第1項及び第11条を改正。
- (2) 第2条第5号、第6条第1項第3号及び第9条第5項を削る。
- (3) 現行第2条第6号を第5号に現行第6条第4号を第3号に繰り上げる。

付 則 (昭63. 8. 26)

この改正は、昭和63年8月26日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第9条第3項第3号を新設。
- (2) 現行第9条第3項第3号以下第15号までを各1号繰り下げ、第4号以下第16号までとする。
- (3) 第2条第1号、第2号、第3号、第5号、第9条第1項、第2項、第3項第1号、第2号、第4号以下第11号、第13号、第15号、第20条第1項及び第23条を改正。

付 則 (昭63. 9. 13)

この改正は、昭和63年10月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第9条第3項第11号を新設。
- (2) 現行第9条第3項第11号以下第16号までを各号繰り下げ、第12号以下第17号までとする。

付 則 (昭63. 10. 26)

この改正は、昭和63年11月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第2条第4号、第9条第3項第5号及び第4項を改正。

付 則 (平元. 6. 21)

この改正は、平成元年7月3日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第9条第2項を改正。
- (2) 第9条第3項第1号から第5号を新設。
- (3) 第9条第3項旧第7号を第6号に繰り上げる。
- (4) 第9条第3項第6号を改正。
- (5) 第9条第3項第7号を新設し、第9条第3項旧第5号を第8号に繰り下げる。

- (6) 第9条第3項第9号から第12号を新設し、第9条第3項旧第1号から旧第6号を第13号から第17号に繰り下げる。
- (7) 第9条第3項第16号を改正。
- (8) 第9条第3項旧第8号から旧第17号を各10号ずつ繰り下げ第9条第3項第18号から第27号とする。

付 則 (平元. 11. 15)

- 1 この改正は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる者は、第6条第1項第1号に規定する一種外務員資格試験の合格者とみなす。
 - 1 この改正規則施行前に実施された一般外務員資格試験の合格者
 - 2 この改正規則施行前に実施された本協会の新任外務員課程研修の修了者
 - 3 この規則制定当初の付則第3項の規定により一般外務員資格試験の合格者とみなされる者
 - 4 この規則制定当初の付則第4項の規定により本協会の新任外務員課程研修の修了者とみなされる者。ただし、同項第5号に規定する中央商科短期大学証券学科卒業者については、平成3年3月31日までの卒業者に限る。
- 5 この規則制定当初の付則第8項の規定により一般外務員の職務を行っていた従業員
- 3 平成3年4月1日以後の中央商科短期大学証券学科卒業者は、第6条第1項第2号に規定する本協会の新任外務員課程研修の修了者とみなす。
- 4 この改正規則施行前に第6条ただし書の規定により本協会が外務行為を行わせることが適当であると認めて、一般外務員として資格認定を行っている者については、第6条第1項第1号に規定する一種外務員資格の認定を行ったものとみなす。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条第3号を改正し、各1号ずつ繰り下げる。
- (2) 第2条第5号、第6号、第6条第1項第3号、第4号、第6条の2第1項第1号、第2号及び第9条第5項を改正。
- (3) 第6条の2第2項及び第9条第4項を新設。

付 則 (平元. 12. 26)

この改正は、平成元年12月26日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第9条第3項第3号、第4号、第6号、第9号及び第18号、第10条第1項及び第11条を改正。
- (2) 第9条第3項第28号を新設。

付 則 (平 3. 7. 29)

この改正は、平成3年8月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第9条第3項第16号を改正。

付 則 (平 3. 12. 18)

この改正は、平成4年1月1日から施行する。ただし、第13条第1項の規定は、平成4年4月1日から適用することとし、同日前に行った行為に対する処分の適用については、なお従前の例による。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第3条、第4条第1項及び第2項、第4条の2第1項、第5条第2項、第6条第1項第4号ハ、ニ及び第2項、第9条第2項及び第3項第1号及び第2号を改正。
- (2) 第9条第3項第16号を第3号及び第4号に改正。
- (3) 旧第9条第3項第3号を第13号に、旧第9条第3項第4号を第14号及び第15号に改正。
- (4) 第16条を新設。
- (5) 旧第9条第3項第13号から第28号までを第17号から第31号までに、各4号ずつ繰り下げる。
- (6) 第9条の2を新設。
- (7) 第10条第1項及び第2項を新設。
- (8) 旧第10条を第11条に改正。
- (9) 旧第11条を削る。
- (10) 第12条を改正。
- (11) 第13条第1項を新設。
- (12) 旧第13条第2項を第3項及び第4項に改正。
- (13) 第14条を改正。

付 則 (平 4. 7. 14)

この改正は、平成4年7月20日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第4条、第5条、第6条、第9条、第13条及び第14条を改正。
- (2) 第7条を削除。
- (3) 本規則は、送り仮名の付け方(昭和48年6月18日内閣告示第2号)及び常用漢字表(昭和56年10月1日内閣告示第1号)により統一変更した。

付 則 (平 4. 10. 8)

この改正は、平成4年10月9日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第6条第1項第1号及び第9条第3項第8号を改正。

付 則 (平 5. 1. 29)

この改正は、平成5年2月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第2条第1項第5号及び第13条第1項を改正。

付 則 (平 5. 4. 21)

この改正は、平成5年4月21日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第9条第3項第8号及び第12号を改正。

付 則 (平 6. 2. 16)

- 1 この改正は、平成6年3月1日から施行する。ただし、第9条第3項第32号の規定は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 銀行等の子会社である会員(「金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律」

付則第19条第1項にいう銀行等の子会社である会員をいう。)は、本協会に加入する日において、当該会員の従業員であつて、かつ、全国銀行協会連合会等が実施する「証券外務員研修」の研修修了認定試験の合格者又は試験規則による特別会員一種外務員資格試験若しくは特別会員二種外務員資格試験の合格者については、第6条第1項の規定にかかわらず、当該加入の日から1年6か月以内に限り、外務行為を行わせることができる。

3 削 除

- 4 特別会員については、第7条の規定は、この改正規則施行の日から平成7年3月31日までの間、適用しない。
- 5 全国銀行協会連合会、社団法人全国地方銀行協会、社団法人第二地方銀行協会及び社団法人全国信用金庫協会が実施する第一種証券外務員研修修了認定試験の合格者又は第二種証券外務員研修修了認定試験の合格者は、それぞれ第6条第1項第4号に規定する特別会員一種外務員資格試験の合格者又は同項第5号に規定する特別会員二種外務員資格試験の合格者とみなす。
- 6 社団法人生命保険協会又は社団法人日本損害保険協会が実施する第一種証券外務員資格試験の合格者又は国債窓販資格試験の合格者は、それぞれ第6条第1項第4号に規定する特別会員一種外務員資格試験の合格者又は同項第6号に規定する特別会員三種外務員資格試験の合格者とみなす。
- 7 保険会社である特別会員は、本協会加入の日から平成8年3月31日までの間は、社団法人生命保険協会又は社団法人日本損害保険協会が実施する国債窓販資格試験の合格者のうち、証取法第65条第2項第3号及び第4号に掲げる業務に係る外務行為を行う者については、本協会に届け出ることにより、第6条第1項第4号の規定にかかわらず、当該外務行為を行わせることができる。この場合において、第9条第5項の規定の適用はないものとする。
- 8 特別会員の本協会加入の日前に発生した特別会員の従業員の証券事故に係る第10条から第16条までの規定の適用については、同日以後に判明した証券事故に限るものとする。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条から第6条までを改正。
- (2) 旧第7条を削る。
- (3) 旧第6条の2を改正し、第7条に繰り下げる。
- (4) 第9条、第9条の2、第10条及び第11条を改正。
- (5) 旧第17条を第18条に繰り下げる。
- (6) 旧第18条及び第19条を改正し、それぞれ第19条及び第20条に繰り下げる。
- (7) 旧第20条を第21条に繰り下げる。
- (8) 旧第21条を改正し、第22条に繰り下げる。
- (9) 旧第22条を第23条に繰り下げる。
- (10) 旧第23条を第17条に繰り上げる。

付 則 (平 6. 9. 29)

この改正は、平成6年10月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第9条第3項第12号を改正。

付 則 (平 7. 5. 24)

この改正は、平成7年5月29日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第2条第4号及び第5号を改正。

付 則 (平 7. 10. 18)

この改正は、平成7年10月18日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第9条第3項第32号を改正。

付 則 (平 7. 11. 15)

- 1 この改正は、平成8年1月1日から施行する。ただし、第2条第7号、第7条第1項第2号、同項第3号、同条第2項、第9条第2項及び同条第3項第19号の改正は、平成7年11月15日から施行する。
- 2 前項本文の施行日前に改正前の規則第4条の2の規定により、協会員が他の協会員から照会を受けたときの当該協会員に対する回答については、なお従前の例による。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条第7号を改正。
- (2) 第4条の2を削る。
- (3) 第6条第1項第7号ロ、第7条第1項第2号、第3号及び同条第2項を改正。
- (4) 第7条第3項を新設。
- (5) 第9条第2項及び第3項第19号を改正。
- (6) 付則(平 6. 2. 16)第3項を削る。

付 則 (平 7. 12. 25)

この改正は、平成8年1月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第10条第1項、第2項及び第11条第1項を改正。

付 則 (平 8. 5. 1)

この改正は、平成8年5月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第2条第4号及び第5号を改正。

付 則 (平 8. 5. 31)

この改正は、平成8年6月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第2条第8号を改正。

付 則 (平 9. 6. 18)

この改正は、平成9年7月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第9条第3項第9号、第10号、第11号及び第12号を改正。

付 則（平 9. 8. 8）

この改正は、平成9年9月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第4条第2項を改正。
- (2) 第9条第3項第24号を改正。

付 則（平10. 3. 27）

この改正は、平成10年4月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第9条第3項第12号を改正。

付 則（平10. 8. 31）

この改正は、平成10年9月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第2条第1項第4号を改正。

付 則（平10. 10. 19）

この改正は、平成10年10月23日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第9条第3項第36号から第38号を新設。

付 則（平10. 11. 30）

- 1 この改正は、平成10年12月1日から施行する。
- 2 この規則改正前において協会員である場合には、平成11年11月30日までの間は、当該協会員は、第2条に規定する外務員の定義及び第6条に規定する外務員資格の有無にかかわらず、自社の従業員に、その営業所内において外務行為を行わせることができる。
- 3 第6条第1項第4号に規定する投信債券外務員又は同第7号に規定する特別会員三種外務員の資格を有する者については、平成14年3月31日までの間に本協会の定める方法による研修を修了した場合には、第6条第1項第3号及び第6号の規定にかかわらず、それぞれ二種外務員及び特別会員二種外務員の資格を有するものとみなす。
- 4 第6条第1項第6号の規定にかかわらず、特定証券業務に従事する者は特別会員四種外務員資格試験に合格していなくても、本協会の定める方法による研修を修了した場合には、平成11年3月31日までの間に限り、特別会員四種外務員の資格を有するものとみなす。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条第1項第1号、第2号を改正。
- (2) 旧第2条第1項第4号から第7号を改正し、各1号ずつ繰り下げ、第4号を新設。
- (3) 旧第2条第1項第9号を改正し、第11号に繰り下げ、第10号を新設。
- (4) 第3条第2項、第4条第1項、第5条第2項を改正。
- (5) 第6条第1項本文を改正。
- (6) 旧第6条第1項第2号及び第3号を各1号ずつ繰り下げ、第2号を新設。

- (7) 旧第6条第4号及び第5号を改正し、各1号ずつ繰り下げる。
- (8) 旧第6条第6号を第7号に繰り下げる。
- (9) 旧第6条第7号を改正し、第9号に繰り下げ、第8号を新設。
- (10) 第7条第1項本文、第1項第2号及び第2項を改正。
- (11) 第9条第1項、第2項、第4項及び第5項を改正。
- (12) 旧第9条第3項本文を改正し、同条同項第1号から第12号までを削除し、第13号から第15号、第17号から第19号、第22号、第25号、第27号から第30号、第32号から第36号を改正し、第13号から第38号を各12号ずつ繰り上げる。
- (13) 第9条の2第1号から第3号、第10条第1項及び第11条第1項を改正。

付 則（平11. 10. 20）

- 1 この改正は、平成11年11月1日から施行する。
- 2 第6条第9号ハの規定にかかわらず、この改正規則施行前に、規則第11条第1項の規定により所属協会員から処分を受け事故顛末報告書が提出された者にあつては、なお従前の例による。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第6条第9号ハ及びニを改正。
- (2) 第6条第9号ロ及び第2項を削り、ハ及びニをロ及びハに改める。

付 則（平12. 6. 27）

この改正は、平成12年7月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第9条第3項第24号及び第25号を改正。

付 則（平12. 11. 22）

この改正は、平成12年11月30日から施行する。ただし、中央省庁等改革関係法施行法の施行等に伴う改正については、平成13年1月6日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第2条第5号、第6号及び第9条第1項、第3項第5号、第6号、第24号を改正。

付 則（平13. 1. 17）

- 1 この改正は、平成13年1月17日から施行する。ただし、第2条、第6条、第7条及び第9条の改正規定は、平成14年3月31日から施行する。
- 2 付則（平10. 11. 30）第3項を改正。

第6条第1項第4号に規定する投信債券外務員又は同第7号に規定する特別会員三種外務員の資格を有する者については、平成14年3月31日までの間に本協会の定める方法による研修を修了した場合には、第6条第1項第3号及び第6号の規定にかかわらず、それぞれ二種外務員及び特別会員二種外務員の資格を有するものとみなす。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条第6号、第9号及び第6条第4号、第7号を削除。
- (2) 第5条第1項、第7条第1項及び第9条第4項、第5項を改正。

付 則（平13. 3. 30）

この改正は、平成13年4月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第24条を新設。

付 則（平13. 12. 27）

この改正は、平成14年2月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第9条第3項第27号を新設。

付 則（平14. 2. 20）

この改正は、平成14年3月29日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第4条第1項及び第2項を改正。

付 則（平14. 3. 6）

この改正は、平成14年3月6日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第9条第3項第25号及び第26号を改正。

付 則（平15. 4. 16）

1 この改正は、平成15年5月1日から施行する。

2 この改正規定の施行に伴い、「証券従業員に関する規則」に関する細則は廃止する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第1条を改正。
- (2) 第2条を改正し、第2項を新設。
- (3) 第4条第1項、第2項及び第5条第2項を改正。
- (4) 第3章を削り、第4章及び第5章を各1章ずつ繰り上げる。
- (5) 第6条及び第7条を削除。
- (6) 第9条第1項、第2項、第3項第5号、第6号及び第17号を改正し、第4項及び第5項を削る。
- (7) 第9条の2を第10条に、第10条から第16条を各1条ずつ繰り下げる。
- (8) 第11条第1項及び第2項を改正し、第3項を新設。
- (9) 第12条第1項を改正。
- (10) 第13条第3項を新設。
- (11) 第14条第1項及び第16条を改正。
- (12) 第6章を削り、第7章を第5章に繰り上げる。
- (13) 旧第17条から旧第22条まで削る。
- (14) 旧第23条を改正し、第18条に繰り上げる。
- (15) 旧第24条を第19条に繰り上げる。

付 則（平16. 2. 18）

この改正は、平成16年 5 月 1 日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第 9 条第 3 項第20号を改正。

付 則（平16. 3. 17）

この改正は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第 4 条第 1 項を改正。

付 則（平16. 10. 19）

この改正は、本協会が別に定める日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

(1) 第 9 条第 3 項第25号及び第27号を改正。

(2) 「本協会が別に定める日」は平成16年12月13日。

付 則（平16. 11. 26）

この改正は、平成16年12月 1 日から施行する。ただし、第 9 条第 2 項及び同条第 3 項第 7 号の改正規定は、平成17年 1 月 1 日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第 9 条第 1 項及び第 2 項を改正し、第 3 項第 4 号を削り、同項第 5 号、第 6 号、第 7 号、第21号、第22号及び第 23号を改正。

付 則（平18. 4. 18）

この改正は、平成18年 5 月 1 日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第 2 条第 1 項第 1 号を改正。

付 則（平19. 9. 18）

1 この改正は、平成19年 9 月30日から施行する。

2 この改正の施行の日から起算して 1 年を経過する日までの間は、特定店頭デリバティブ取引等に係る業務に従事する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律に基づく派遣労働者（金商法第64条第 1 項の規定により外務員の登録を受けている者を除く。）については、第 2 条第 6 号ニに掲げる者とみなしてこの規則を適用する。

（注） 1 本規則を「公正慣習規則」から「自主規制規則」に改める。

2 改正条項は、次のとおりである。

(1) 規則の題名及び第 1 条を改正。

(2) 第 2 条第 1 項本文を改正、第 1 号から第 6 号を新設。

(3) 第 3 条第 2 項を改正。

(4) 第 4 条第 1 項を改正。

(5) 第 5 条第 1 項及び第 2 項を改正し、第 3 項及び第 4 項を新設。

- (6) 第6条及び第7条を削除。
- (7) 第8条を第6条に繰り上げ、改正。
- (8) 第9条を第7条に繰り上げ、第3項第4号を削り、第5号から第27号を各1号ずつ繰り上げ、第1項、第2項、第3項本文、第1号から第6号、第11号、第14号、第15号、第17号から第24号、第26号を改正。
- (9) 第10条を第8条に繰り上げ、改正。
- (10) 第11条を第9条に繰り上げ、第1項、第2項を改正。
- (11) 第12条を第10条に繰り上げ、改正。
- (12) 第13条を第11条に繰り上げる。
- (13) 第14条を第12条に繰り上げ、第1項を改正。
- (14) 第15条から第18条を各2条ずつ繰り上げる。
- (15) 第17条を新設。
- (16) 第19条を第18条に繰り上げる。

付 則（平20. 10. 29）

この改正は、平成20年10月29日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第7条第3項第23号を改正。

付 則（平20. 12. 9）

この改正は、平成20年12月12日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第7条第3項第1号を改正。

付 則（平 21. 4. 30）

この改正は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

(1) 第4条第1項を改正。

(2) 第5条第1項を改正。

付 則（平 22. 3. 16）

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第7条第3項第1号及び第26号を改正。

付 則（平 22. 3. 16）

この改正は、平成 22 年 5 月 1 日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第7条第3項第26号を改正し、第27号から第30号を新設。

付 則（平 22. 5. 18）

- 1 この改正は、平成22年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の第5条第1項の規定は、協会員において採用しようとする者が、施行日以後のいずれの時点においても他の協会員の従業員又は金融商品仲介業者若しくはその外務員でない場合は適用しない。
- 3 改正後の一級不都合行為者に係る規定は、施行日以後の事故について適用する。
- 4 改正前の第12条第1項の規定により不都合行為者とされた者は、本協会がその者につき当該取扱いを決定した日において、改正後の第12条第1項の規定により二級不都合行為者として取り扱うことが決定されたものとみなす。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第3条第1項を改正し、第2項を削る。
- (2) 第4条を第5条に繰り下げ、第1項を改正し、第2項に繰り下げ、旧第2項を改正し、第5項に繰り下げ、第1項、第3項及び第4項を新設。
- (3) 旧第5条を第4条に繰り上げ、第1項を改正し、第3項及び第4項を削り、第2項を改正し、第3項に繰り下げ、第2項を新設。
- (4) 第9条第1項及び第10条第1項を改正。
- (5) 第12条見出し及び第1項を改正し、第2項を第13条の2とし、同条見出し及び同条を改正し、第12条第2項を新設。
- (6) 第13条を第13条の3に繰り下げ、同条見出し及び同条を改正し、第13条を新設。
- (7) 第13条の4、第13条の5及び第13条の6を新設。
- (8) 第14条を改正し、第2項を新設。
- (9) 第15条見出し及び同条を改正。
- (10) 第15条の2を新設。
- (11) 第17条を改正。

付 則（平 22. 5. 18）

この改正は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第7条第3項第31号を新設。

付 則（平 22. 6. 29）

この改正は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第7条第3項第26号を改正。

付 則（平 22. 7. 20）

この改正は、平成 22 年 7 月 20 日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第7条第3項第23号及び第24号を改正。

付 則（平 23. 1. 31）

この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第7条第3項第26号を改正し、旧第27号及び旧第30号を削り、旧第28号を第27号に、旧第29号を第28号に、旧31

号を第29号に繰り上げる。

付 則（平 24. 7. 17）

この改正は、本協会が別に定める日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第 7 条第 3 項第18号を改正。
- (2) 「本協会が別に定める日」は平成24年10月 1 日。

付 則（平25. 6. 18）

この改正は、平成25年 7 月 1 日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第 2 条第 6 号イ、第 5 条第 5 項第 4 号及び第 7 条第 3 項第 1 号を改正。

付 則（平25. 10. 15）

この改正は、平成25年11月 5 日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第 7 条第 3 項第23号及び第24号を改正。

付 則（平25. 12. 17）

この改正は、平成25年12月17日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第 2 条第 6 号ニを改正。
- (2) 第 7 条第 3 項第 5 号を削除。
- (3) 第18条を改正。

付 則（平26. 3. 18）

1 この改正は、平成26年 4 月 1 日から施行する。ただし、第11条第 4 項及び第13条第 3 項については、この改正の施行の日（以下「施行日」という。）前に発生した事故に係るものについても適用する。

2 施行日から起算して 5 年を経過するまでの間は、第 5 条第 5 項に規定する協会員に対する回答内容には、当該回答を行う日前 5 年間における次の各号に掲げる処分の有無及びその概要を含む。

- 1 施行日前に決定された改正前の外務員規則第 6 条第 1 項の規定又は金融商品仲介業規則第29条第 1 項の規定による外務員資格取消処分又は外務員資格停止処分
- 2 施行日前に決定された改正前の内部管理責任者規則第17条第 1 項又は第18条第 1 項の規定による営業責任者資格取消処分若しくは内部管理責任者資格取消処分又は営業責任者資格停止処分若しくは内部管理責任者資格停止処分

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第 2 条に第 7 号及び第 8 号を新設。
- (2) 第 3 条の 2 を新設。

- (3) 第5条第1項、第2項及び第5項第3号から第5号を改正。
- (4) 第7条第3項第1号及び第27号を改正。
- (5) 第11条に第4項を新設。
- (6) 第12条第1項を改正。
- (7) 第13条に第3項を新設。
- (8) 第13条の2及び第17条を改正。

付 則（平27. 5. 19）

この改正は、平成27年5月29日から施行する。ただし、第7条第1項（「(金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第16号に規定する電子取引基盤運営業務のみ行う特定業務会員は除く。以下、この項において同じ。)」を加える部分に限る。）の改正規程及び同条第3項第4号ニの新設は、平成27年9月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条第6号ロを改正。
- (2) 第7条第1項本文を改正し、第1号から第4号を新設。
- (3) 第7条第3項第4号本文を改正し、イからニを新設し、第14号、第15号、第17号及び第29号を改正。
- (4) 第8条第1号を改正。
- (5) 第17条を改正。

付 則（平29. 6. 30）

この改正は、平成29年8月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条第6号イを改正。
- (2) 第7条第1項、第2項並びに第3項第4号及び第5号を削除。
- (3) 第7条第3項第22号を改正。
- (4) 第7条第3項を第1項に繰り上げ、第6号から第29号を各2号ずつ繰り上げる。
- (5) 第9条を改正。
- (6) 第18条を削除。

付 則（平30. 1. 16）

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第7条第21号、第24号を改正。
- (2) 第13条、第13条の2及び第13条の4から6を削除し、第13条の3を第13条に繰り上げる。
- (3) 第14条の2を新設。
- (4) 第15条の2を改正。
- (5) 第15条の3を新設。

付 則（平30. 3. 20）

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条第6号イ及びハを改正。
- (2) 第7条第1号から第3号を改正。

付 則 (令 2. 2. 18)

この改正は、令和2年3月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条第5号の2を新設。
- (2) 第2条第6号イ及びロを改正。
- (3) 第3条の2を改正。
- (4) 第7条第1号、第2号、第3号、第4号、第8号及び第10号を改正。
- (5) 第8条第3号を改正。

付 則 (令 2. 6. 16)

この改正は、令和2年7月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第2条第6号イを改正。

付 則 (令 4. 2. 1)

この改正は、令和4年2月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第5条第2項を改正。
- (2) 第5条第5項第2号を改正。

付 則 (令 4. 9. 20)

この改正は、令和4年9月26日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第13条を改正。

付 則 (令 5. 2. 14)

この改正は、本協会が別に定める日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第7条第16号を改正。
- (2) 「本協会が別に定める日」は令和5年10月1日。

付 則 (令 5. 12. 19)

この改正は、令和6年2月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第7条第15号本文を改正し、イからホを新設。

付 則（令 6. 1. 16）

この改正は、令和 5 年11月29日公布「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の附則第 1 条第 2 号「公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日」から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- （1） 第 5 条第 2 項を改正。
- （2） 「令和 5 年11月29日公布『金融商品取引法等の一部を改正する法律』の附則第 1 条第 2 号『公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日』」は令和 6 年 2 月 1 日。

付 則（令 6. 10. 15）

この改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和 5 年11月29日）附則第 1 条本文に定める施行の日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- （1） 第 2 条第 6 号イ及びハを改正。
- （2） 第 4 条第 1 項を改正。
- （3） 第 5 条第 5 項第 3 号を改正。
- （4） 「金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和 5 年11月29日）附則第 1 条本文に定める施行の日」は令和 6 年11月 1 日。

付 則（令 7. 3. 18）

この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第 7 条第13号を改正。

付 則（令 7. 4. 10）

この改正は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第 2 条第 6 号ロを改正。